

## 川崎市告示第379号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等の一部改正について  
川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年川崎市規則第85号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等(令和5年川崎市告示第187号)の一部を次のように改正し、令和8年6月30日から施行する。

令和8年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

表の川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)附則第11項の項中  
「改修実演芸術公演施設に係る固定資産税・都市計画税減額申告書」を「改修  
特別特定建築物に係る固定資産税・都市計画税減額申告書」に改める。